



JAPAN URBAN DESIGN
INSTITUTE

都市環境デザイン会議

東京都渋谷区広尾1-10-4
越山LKビル内150

TELEPHONE 03-5420-5995

FACSIMILE 03-5420-5996

JUDI NEWS

012 JUNE 20.
1993

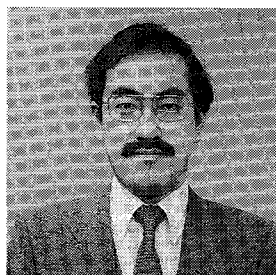
発行者

都市環境デザイン会議 広報・出版委員会

●論説／行政としての都市環境デザインの系譜と今日の動き	1	●参考資料	8
●特集／行政としての都市環境デザイン		●ブロック例会レポート	9
1. 横浜市の都市デザイン	2	1. 中部ブロック	10
2. 名古屋市の都市景観施策	3	2. 九州ブロック	11
3. 住宅都市整備公団における環境デザイン	4	●お知らせ	
4. 景観ガイドプラン策定の意義と施策展開	6	代表幹事会より	
5. パブリックアートデータベース事業	7	総会だより	
		事務局だより	
		●事例シート	

論説

松谷 春敏
HARUTOSHI MATSUTANI
事業委員
兵庫県都市住宅部



行政としての都市環境デザインの系譜と今日の動き

1. はじめに

良好な都市環境デザインの実現に果たし得る行政の役割について、筆者は、都市環境空間に係る「天・地・人」になぞらえて考えている。すなわち良好な都市環境デザインの実現のためには、①都市環境デザインの必要性に対する地域や施行者等の認識の高まりを得、かつそれを支える制度が整っているという意味での「天の時」と、②都市環境デザインを受け入れる下地を持った導入空間を用意するという意味での「地の利」及び、③都市環境デザインに対する深い理解を持った施行者（もしくは発注者）と都市環境デザイナーの「人の和」、が同時に存在することが不可欠である。この場合、行政は、①都市環境デザインへの配慮及びその実現のための制度的保証と費用的措置という「天」の環境作り・仕組みづくり、②都市環境空間を含んだ地域や施設の計画者もしくは発注者として適切な「地」の設定、③民間や行政機関において都市環境デザインへの理解者やデザイナーを育成し起用していくという「人」づくり、を実施すべき立場を合わせ持っており、行政の姿勢や施策展開の方向性が都市環境デザインの水準に決定的な影響を与えるものと考えられる。

言い替えば、その国や地域の都市環境空間の質は、都市環境デザイナーの質以上に都市行政の質が枠組みを決めるものであると言えよう。

2. 都市環境デザイン行政の系譜

我が国の都市環境デザインの系譜を、1. で述べた「行政の仕組み作り」という観点を中心に概観することとする。

我が国における都市環境デザイン行政は、大正年間の風致地区、美観地区の創設（大正8年）に始まる。この時期は、国の顔としての帝都の整備を意識した都市美運動が展開され「都市美協会」が創立されるなど都市環境デザインに関する仕組みづくりの初期期と言えよう。

昭和年間は社会情勢と同様、都市環境デザイン分野も激動の時代であった。戦後の我が国の都市

行政からは、都市環境デザインという発想が抜け ていたとの評価が一般的であるが、戦災復興事業は都市スケールのデザイン思想を持った大事業であった。名古屋・広島100m街路を始めとする広幅員街路などは、明確なランドデザインとその実現手法としての区画整理制度を行政が有していたことにより実現されたものである。行政に、「天」「地」「人」が備わっていた良い時期である。なお、これらの広幅員街路は、現在では新たな環境整備が行われて貴重な都市環境空間となっている。

その後、都市化と開発ラッシュに突入した我が国では、しばらくの間環境デザインへの配慮が希薄になったことは率直に反省すべき事実である。しかし、1960年には、丸の内美観論争や京都タワー等の古都保存の論争を契機にした保存修復の動きが始まり、古都保存法や各地での（保全のための）景観条例の制定、伝統的建造物群保存地区の都市計画法と文化財保護法での制度化など、行政的枠組みの整備が進んでいる。

1970年代からは、保存修景の動きから一歩進んで、良好な都市環境の形成を志向した動きが始まる。横浜市における都市担当セクション（後の都市デザイン室）の設置、良好な都市景観の創設を目的に加えた神戸市都市景観条例の制定、建築物の形態・意匠等を含む詳細な計画である地区計画制度の創設はこの走りである。

1980年代に入ると、これらの地域的先進事例の全国化が進む。国レベルでは、建設省を中心に、歴史的地区環境整備街路事業の創設、都市景観懇談会の提言、「都市景観形成モデル都市制度」の創設等施策の充実が進むこととなる。また、都市環境デザインに意識の高い自治体の集まりとして全国景観会議（都道府県政令市の集まり）、都市景観形成推進協議会（政令市の集まり）などが相次いで結成され、活発に活動が続けている。

さらに、平成年間に入り、1989年の「都市づくりパブリックデザインセンター(udc)」の設立や

1990年の「都市景観の日」の設定等、行政としてもかなりソフトな分野における都市環境デザインの枠組みづくりが進んだ。1991年の、JUDIの設立は都市環境デザインに意志を持つ「人」の集いが初めてできたという意味で、新たな歴史の始まりを予感させるものである。JUDIは、(極めて時代先取り感覚のあった)行政マンと民間都市環境デザイナーの会話の中から発想されてきたものであり、都市環境デザイン分野における「人」の重要性を認識する行政マンの企画力が大きく貢献したことは、本特集の趣旨に照らして特筆すべきことであろう。なお、景観条例も、現在では、120をこえる自治体において制定され、市民はもとより首長さんや議会の認識も高まるなど、ようやく全国的に都市環境デザインを推進する体制が既成した観がある。

3. 今後の課題

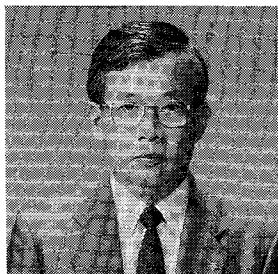
行政分野における「人」の育成は一番遅れている。行政マンはどうしても人事移動が付き物であるため、本人の人生観や目的意識に関わらず分野への継続的な参画が困難である。また、一部の先進市において本格的な行政内都市環境デザイナーが育っていることを除けば、多くの行政マンの

活動はデザインそのものよりも仕組みづくりや企画立案という分野で都市環境デザインに参画することが一般的になっている。従って、個人レベルで研鑽を積むにも、時間と費用の面で非常な努力を求められ、現在、JUDIへの行政マンの参画は少人数に留まっている。今後、都市環境デザインに対する理解もしくは造詣の深い行政マンが育ち、また、JUDIにおいても行政マンにふさわしい役割と評価が適切に与えられ、彼らがこぞって参加するようになってこそ、JUDIの組織体制が本格的に整った時と評価できるものと思う。それまでの間筆者は、都市環境デザイン導入のための、「天・地・人」の環境整備に努力を注ぎたいと考えている。

このように、我が国の都市行政における都市環境デザインは、正直に言って発展途上のものであり、特に「人」の面は行政として多くの努力を傾注すべき課題であると思われるが、個々の地方公共団体の試みが、全国ベースのうねりになりつつあることもまた事実である。本特集により、都市環境デザイン行政の現状と課題が明らかとなり、今後取り組むべき方向性を多くの衆知を集めて議論する端緒となることを期待したい。

特集 行政としての都市環境デザイン 1

西脇 敏夫
TOSHIO NISHIWAKI
横浜市都市デザイン室



都市環境は
皆が協同する
デザインに、
地方自治体が
主体性をもつ
ことができるか
どうか鍵がある

人々の様々な生活や活動の場として生き続ける都市の環境は、都市を構成する土木施設や、建築物、工業製品など一つ一つの「もの」の、独立し完結したデザインの集積では人間的、文化的、創造的なものにはなり得ない。

一般的にいうデザインは「もの」づくりに伴う行為として、その結果に「完成品」が存在する。デザインは完成品の「もの」をつくりだすためにそれに関わる様々な背景や条件を整理し総合化しながら最終的に形としてまとめる行為である。

そして都市環境を構成する一つ一つの「もの」づくりは、通常それぞれに事業者が異なり、それぞれに別個の主体がそれぞれの事情によってつくりだしている。「ものづくり」の仕組みがばらばらで縦割りのシステムになっているのは行政だけではない。

そのため特にデザインなどの質的な側面については、周辺やお互いの関係あるいは都市環境全体などについて配慮する仕組みになっていないし、また現実には、そうした配慮はほとんどされていない。

本来は一つひとつのものが少なくとも周辺や隣同士のことを考えてデザインをする姿勢が必要であるが、地域的な目標のあるところを除いては実際にそうした配慮をしたとしても、それぞれのテリトリーの中でのことになるので自ずと限界があり、とかく表層の化粧術になりがちである。

そうしたものや、環境に無関心で自己の存在を主張するデザインのもものが集積した都市環境は、全体としてはバランスのないばらばらのものとな

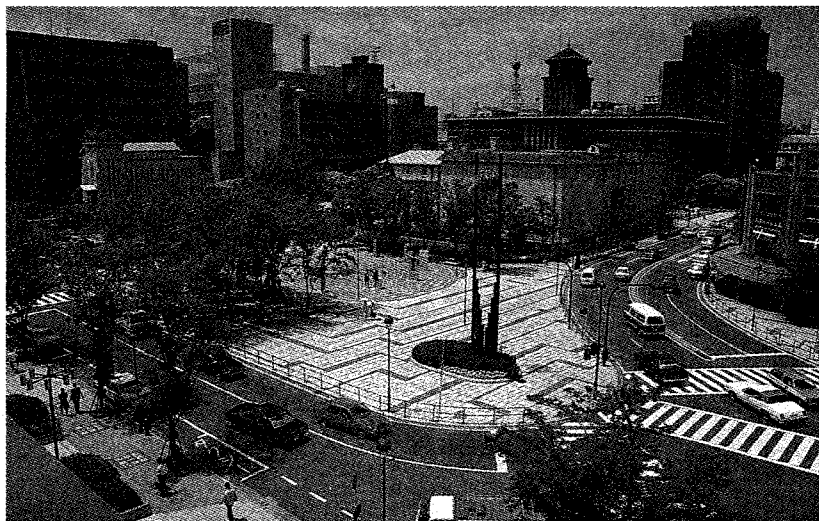
る。

こうした地区も場合によってそれなりの魅力をもつこともあるが、一方で事業主体が単数に限定された少数による開発、例えばテーマパークや再開発事業、住宅団地や大学のキャンパスなど一体的なコントロールがきく事業では、そのデザインを「もののデザイン」の延長でとらえることが可能であり、事業者とデザイナーなどの組み合わせがうまくいったところではそれなりにまとまった環境のデザインも誕生している。

都市環境と一口にいっても多種多様であり、こうした部分も都市の一部に包含されるが、現代のまちづくりは全体的にはこうした仕組みではとらえられない。総合的な都市環境のデザインを実施するためにはその市民的・社会的・政治的背景などを考慮した態勢が必要である。それぞれの分野の「もの」のデザインをがんばるだけではバランスを欠いたものになるだけである。都市環境のデザインは、個別にデザインされるものの集積体をデザインする行為で「関係のデザイン」である。

そしてまた現代の生きた都市は、都市や地域によって様相は異なるが、常に変動する生き物のようなものである。そのため都市環境のデザインはその対象を時とともに変化する「動的なもの」としてとらえる「四次元のデザイン」でもある。

アーバンデザインはこうした創造活動である。それは実際の都市を相手に実践活動として行われなければ意味がなく、通常にそれぞれの分野で行われている「もの」づくりのデザイン手法をそのまま持ち込んでも不毛に終わる。



横浜市の開港広場

都市を構成する「もの」は一般的に大きく分けてその骨組となる道路や鉄道、河川や公園などの「公共事業」と建築物を中心とした「民間事業」とでつくられる。アーバンデザインはその両者に関わり、地域として総合的にそして公共的な視点をもって継続的に取り組まなければならない。

従ってその活動の中心となり得る主体は、公共的な立場でまちづくりに責任をもち、街を見守り続ける立場をもつ地方自治体にあり、それも市町村である。都市環境のデザインがしっかりと行われるかどうかは、地方自治体がアーバンデザインに主体性をもって取り組むことができるかどうかにかかっているのである。

横浜市はこう考えてアーバンデザイン活動に取り組む、かれこれ二十五年間が経った。

その取り組みの方法や内容はその時々都市の状況や体制の状況に応じて変化をしているが、一貫して人間による人間のための都市環境づくりを目

指し、生活の場としての都市環境を生活者の視点から見守りながらまちづくりを進めることを目標にして活動を行っている。

その歩みは決して順風満帆というわけではないし、成果も都市の長い生命の中ではほんの一部のものでしかないかもしれないが、着実にその蓄積となっていることも事実である。

まちづくりにおける地方自治体の役割は様々でありまた大きい。戦後のまちづくりは機能と量的な側面に重点が置かれ、質の側面への視点が無かったといえるが、今日では生活環境の質に対する市民的な関心の高まりと多様なニーズに対応することが必要不可欠な課題となっている。

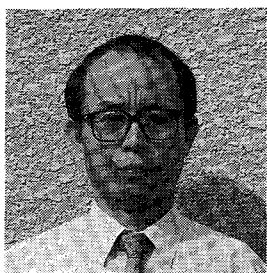
アーバンデザイン活動は、地方自治体が都市や市民生活に関わって続ける創造活動が中心になるが、その権限、都市政策と結び付いた体制のあり方、人材の確保や養成などが重要な要件であり、まだまだその適切な推進には課題が多い。

景観行政の取組みも限界性が認識され始め、都市デザインあるいはアーバンデザイン行政への流れも生まれつつあるが、まだこうしたことへの理解は行政内部で充分になされているわけではないし、市民や企業、そして「ものづくり」に関わる専門家の中でさえ不十分であるのが現状である。

しかし都市環境のデザインに対する社会的な認識と評価は十年前、二十年前とは明らかに違ってきており、それはやっと発展途上についたといえる状況にあると思う。行政のみならず、まちづくりに関わる様々な分野の人々がこの問題に共有の認識をもち、それぞれがそれぞれの役割をはたしながら、協同のデザインができるようになるための活動を続けていかなければならない。都市環境デザイン会議の目的もここにあると考えている。

特集 行政としての都市環境デザイン 2

渡辺 新生
ARAO WATANABE
名古屋市都市景観室



名古屋市の都市景観施策

1. はじめに

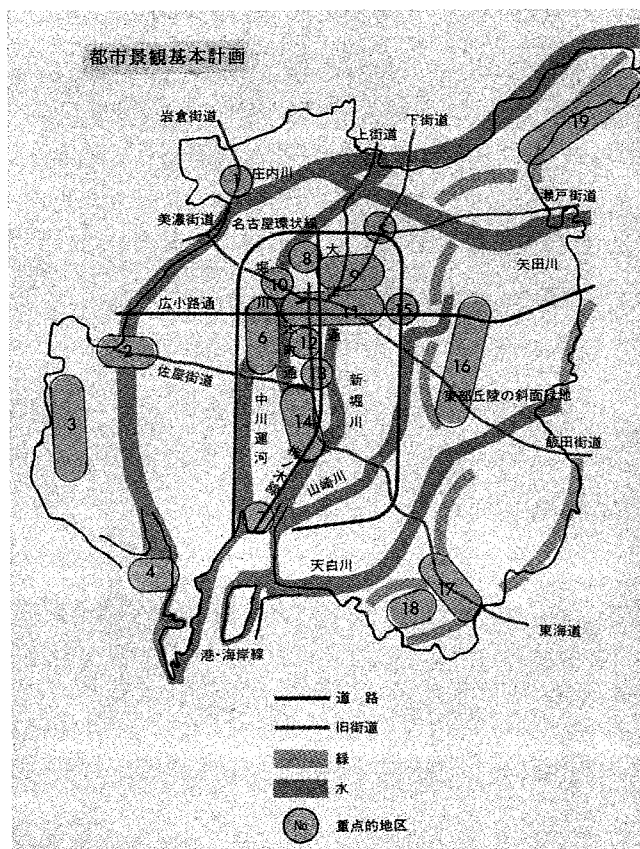
都市景観は、その都市に生活する市民の文化を最も端的に表現するものである。都市景観は都市の個性を生み、市民の心を豊かにし、そこに愛着と誇りを感じさせる。わたくしたちのまち、名古屋は、さきの世界対戦による戦禍をのりこえ画期的な都市計画によるまちづくりをすすめ、明るく、活力ある大都市となった。

しかし、都市活動の機能性や安全性のみならず、さらに、人間性を尊重した快適な都市生活が強く求められるこんにち、緑と水に恵まれ、美しいまちなみを持ち、文化と歴史に包まれた都市に生活することが、わたくしたちの願いとなっている。わたくしたちは、先人の努力の成果を受け継ぎつつ英知と力を結集し、都市空間がすべての市民にとって、かけがえのない共有財産であるとの認識のもとに、名古屋のまちをさらに美しく魅力にあふれた快適な都市に育て、これを次代の市民に

引き継いでいくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

これは、名古屋市の都市景観行政推進の根拠となっている『名古屋市都市景観条例』の前文である。条例制定から来年の3月で、ちょうど10年経つが、今日でも、ここに唱われている文言は瑞々しい。ここには、市域の約70%に及ぶ復興土地区画整理事業、組合土地区画整理事業等による都市基盤整備を進めてきた反面で、画一的なまち、白いまち、と言われてきた名古屋市の市街地の特徴を受けての、新しいまちづくりのありかたとそこでの都市景観づくりの意義を明記している。

経過を遡れば、まちづくりのこうした方向は、昭和52年12月に策定・議決された『名古屋市基本構想』のなかに盛り込まれ、その後、学識経験者を構成メンバーに昭和55年10月設置された『名古屋市都市景観懇談会』での精力的な議論の末、まとめられた『政策提言』によって具体化され、条例制定に至ったものである。



2. 都市景観施策の紹介

名古屋市の都市景観行政の枠組みは、この条例によって定められ、ここに盛り込まれている条項の一つ一つの実践がすなわち、本市の都市景観施策となっている。

1) 都市景観基本計画：昭和62年3月、名古屋市都市景観審議会の議を経て策定・告示した。内容には、計画の基本理念、景観自立地区、重点的地区（19地区）等、を盛り込み、総合的景観整備の指針としている。

2) 都市景観整備地区の指定：重点的地区について順次、地区指定を進めており、現在、久屋大通地区、名古屋駅地区、築地地区、広小路・大津通地区の4地区について指定・告示済である。都市景観整備地区の指定とその運用は本市の都市景観施策の根幹を成し、地区特性を持たせた景観整備によるあらたな魅力ゾーンの創出と都市全体のメリハリづくりに大きく役立っている。指定に際しては通常、地元代表者と行政でなる『〃〃地区都市景観整備推進委員会』を設置し、1～2年がかりの議論を通して原案を作成していくもので、ま

さに住民参加のまちづくりの実践モデルと言えるものである。内容は、①主として公共施設の整備にかかる都市景観整備計画と、②民有空間についての都市景観形成基準の2本柱となっており、指定後は行政、地元民ともそれぞれの立場でこの計画並びに基準に従い地区の景観整備に努めるものとしている。

3) 建築物等の届出と助言・指導：都市の景観形成に大きな影響のある建築物等の建築行為等について事前届出制をおこなっており、整備地区内では都市景観形成基準に沿い、また地区外では、大規模建築物等について都市景観基本計画に沿って窓口での助言・指導をおこなっている。なお、これらの助言・指導をおこなうに際し、専門家のアドバイスをいただく景観アドバイザー制度を設けている。

4) 都市景観重要建築物等の指定：地域のランドマークやシンボルとなり、また地区の景観特性をリードする役割を持つ、歴史的建築物や工作物等は、戦災で多くの歴史的資産を失った名古屋市にとっては貴重な景観資源である。平成4年度末現在、32物件を指定し、告示している。

この他、都市景観賞の募集・表彰、都市景観市民団体活動助成、講演会・シンポジウム、各種イベントの実施などを通して市民理解の高揚につとめている。

3. 今後の課題

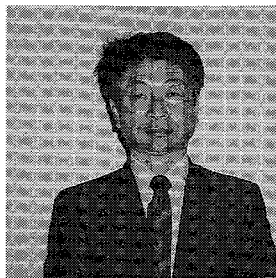
条例施行5年後にあたる平成元年、市制百周年を記念して行われた世界デザイン博覧会は、市街地を様相面で大きく変えたとともにそれ以上に、市議会で『デザイン都市宣言』が、決議されるなど、都市のデザインとか都市景観という分野への市民の関心と馴染みを広めた意味で、本市の都市景観行政のうで、画期的なできごととなった。

このとき生まれた機運を継続・醸成しながら条例を着実に運用・実施していくことが、すぐれた都市景観づくりの近道と考えている。このためには、今後、①市民（住民）はじめ各方面のより一層の理解と協力の確保、②推進の仕組みとしての行政－学識経験者－市民－企業のそれぞれの役割と相互連携の確認、③地域特性を創出する具体的で分かりやすいガイドプラン、または、マニュアルの作成・提示、④潤い、安らぎ、ときめき、といった今後強く求められる生活の要素の空間化スキームの研究などが具体的な課題と考えている。

環境デザインは自然現象も含めて物と物との関係総体を対象とするとすれば、単純な経験や訓練あるいは組織・システムによって可能になるものではなく、おそらく到達することができない課題なのかも知れない。しかし、高度経済成長と公害問題を経験して、地球規模での環境問題が認識さ

れるようになり、一定の物的豊かさを得ることができた現在、都市環境の質が問われ、高い水準が求められていることは間違いない。

住宅・都市整備公団は、昭和30年に日本住宅公団として発足し、大都市圏を中心に住宅と宅地の供給を目的にまちづくりを行なってきた。こ



の約40年の時代の変化は著しく、公団の環境デザインにもそれを見ることができる。昭和30年は戦後10年目にあたり、復興の目標をほぼ達成した年で、公団は好景気のなかで集合住宅の建設と同時に土地区画整理事業による大規模な宅地開発に着手した。公団の集合住宅は団地と呼ばれ、ダイニングキッチンやイスとテーブルによる食事といった近代的な生活様式をさがけて取り入れ一般化させることになり、4階建の明るいRcアパートが整然と建ち並ぶものであった。集合、高層化によって個人の庭を失った代償として、子供のあそび場や植栽地を確保し整備するため、屋外空間の計画・設計に意欲的に取組まれた。当時はまだ自家用車の保有率は低く、広々とした棟間の芝生と子供の成長過程に対応したきめの細かいあそび場の配置やデザイン、四季を演出する植栽等が行なわれ、これらは公団の環境デザインの原形といえることができる。

都市（宅地）開発は30年代後半から40年代にかけて、高蔵寺NT、多摩NT、港北NT、筑波研究学園都市といったニュータウン開発に着手するようになり、環境デザインの対象が、飛躍的にひろがった。地域的規模にひろがりをもつニュータウンは地形や水系等の地理的条件が基本的に環境デザインを規定することになり、現況の測量にもとづいて、土壌調査、植生調査、水系水脈調査等を行ない、土地の持つ自然力と新しくつくろうとするまちとの関係が追求された。また、このころになると建設機械の発達に伴い、建設工事の機械化が進み、丘陵地の山を削って谷を埋め、高層住宅を建設することが容易になり、近代合理主義の思潮に支えられた近代的「マンモス団地」の出現に向かった。

昭和50年代後半に入り、大都市の人口集中の速度も緩和し、新しいまちに移り住んだ人々が仮りの住処から終の住処へと意識転換したとき、公団のまちづくり、環境デザインに対する要請も転換したことが指摘されている。多摩ニュータウン鶴牧、落合地区や南大沢ベルコリーヌ、稲城地区向陽台などは新しいニーズに応えようとする取り組みが環境デザインとして表れているといえよう。

公団の都市開発についてみると、昭和50年代頃環境計画設計について自然環境の保全活用と景観設計の二つの切り口からマニュアルを作成し、まちづくりの指針としてきており、たまたま今回その成果のチェックを行なっているところである。一つは「緑化空間の整備要綱（案）1975」で、もう一つは「住宅地景観設計マニュアル'82」であり、この約10年間の成果をこれからのまちづくりの質の向上のためのベースとして改訂版のかたちでまとめることにしており、その内容の一部（目次）を紹介したい。

緑化空間の整備要綱（案） 1993
（みどり）

これは緑とオープンスペースをまちづくりのなかでどのように調査し、計画し、確保し、設計し

ていくかを事業の流れに沿って解説し、この15年間の公団の実績事例を示している。

・緑化空間の調査

概括調査

自然的環境資産調査

気象／地形・地質／土壌／水系・水脈／植生／動物相

人文的環境資産調査

社会的条件調査

自然環境調査

植生調査

表土調査

水系・水脈等調査

・緑化空間の計画

緑化空間の基本構想

既存環境資産の評価・分級図の作成／既存環境資産の保存・利用計画／附加環境資産の設定／テーマの設定／緑化空間基本構想図の作成

緑化空間の基本方針

基本構想の問題点整理／緑化空間基本方針図作成

緑化空間の基本計画

表土の保存および利用／水系の保存および利用／既存植生の保存および利用／附加環境資産の形態の選定／緑化空間基本計画図の作成

・緑化空間の設計

土の設計

既存表土の活用／植栽基盤造成・土壌改良工

水の設計

浸透・貯留システム／流水システム

植物の設計

既存植生の活用／植栽設計

小動物空間の設計

保全・移殖／ビオトープ

景観設計マニュアル'93

これは主として住宅地の設計について100のキーワードを用いて良好な環境デザインの為の指針を与えようとするもので10年の実績から一定の評価が得られる事例を取り上げ写真で示している。

・道路

シンボルロードをつくる／ヒューマンな細街路（パターン）をつくる／歩行動線を系統づける／歩車の共存をはかる／橋を快適な歩行空間とする

・水と緑

連担させて大きなオープンスペースをつくる／際立ったデザインにより街のイメージを先導する／既存の自然を保全する／河川に親しむ／まちに流れを取り入れる／調整池を公園的に利用する

・造成

高低差を公園・緑地に取り込む／画地割・高さを工夫する／車庫と擁壁を一体化する

・建築（群）

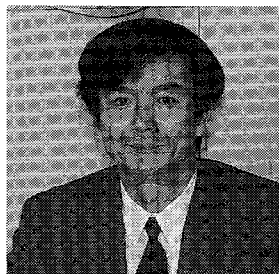
単調な家並みをさける／画地住宅を重視する／様式に統一感をもたす／路地空間を演出する

（以下略）

伊藤 光造

KOUZO ITO

地域まちづくり研究所



景観ガイドプラン
策定の意義と
施策展開

—静岡県における“景観”への取り組み—

1. これまでの経過

静岡県において、行政の場で公式的に“景観”の言葉が使われ始めたのはそんなに古いことではなく、昭和61年に開催された、「都市景観懇話会」がその最初であった。今から6年前である。

都市景観懇話会の提言は、都市計画地方審議会への答申となり、その後これを受けて「静岡県都市景観賞」と「市町村景観ガイドプラン策定事業補助」がスタートした。都市景観賞は平成5年度で第6回目を迎え、市町村ガイドプランは策定市町村数で43都市となっている。（県内全市町村は74）

静岡県下では“景観”が相当定着してきた、という状況である。ここではその当初より計画策定の委員あるいは作業班として係わってきた立場から、経過と成果の概要をまとめるものである。

2. 静岡・景観3部作

県では昭和63年度に「景観形成ガイドプラン策定の手引き」作成した。またあわせて「景観形成事例集」、「県土の景観形成ガイドプラン」をまとめた。これを我々は通称“景観3部作”と呼んでいる。

市町村において景観ガイドプランに取り組んでもらう際に、計画のたて方、景観整備の事例、県の考え方などを、写真等多用してまとめたものである。当時はまだ行政計画としてのマニュアルもなかったこともあり、県外を含めて結構照会が多い報告書であった。（その後増刷したので残部はまだ少しある。）

3. 景観形成ガイドプランの策定状況

さて市町村においては、これらを参照しつつ計画づくりが進んだが、年度別の策定状況は下表に示すとおりとなっている。

県単費の計画策定費補助制度も比較的めずらしいもので、その効果が大きかったことももちろんであるが、このように短期間で計画策定が進んだ背景としては、やはり市町村においても“景観”に対する必要性の認識があったと考えられる。

富士山を擁し、伊豆地域など一大観光地を有するといった本県の特徴が“景観”へのすばやい取り組みの潜在的背景と言えよう。計画策定の現場では、むしろ取り組みが遅すぎたという声もしばしば聞かれたものである。

年次	S. 63	H. 元	2	3	4	5
市	4	5	7	4	1	0
町	0	0	7	6	9	3
計	4	5	14	10	10	3

4. ガイドプラン策定の意義

市町村において景観ガイドプランを策定する契機は、直接には県から進められて、というのが率直なところであろう。しかし我々が係わった地域では、2年目、場合により3年目にも独自の予算を確保し、地区景観ガイドプランの策定、市民向けパンフレットの作成など、積極的な取り組みがみられている。この状況をみると、県の施策として時宜に適した適切な施策であったということが

できる。

さて意義であるが、これは言うまでもなく計画策定のプロセスを通じ、市町村において美しいまちづくりを進めるということが、重要な行政課題であるということを、明確に認識する点が第1番である。観光地では必要性の認識が得やすい。また郷土を美しくという点についても、一般に理解がある。この辺は大都市と大きな違いがある。

またその認識に基づき、何をなすべきかが整理できることも大きい。さらに認識が進めば、“景観”あるいは“美しいまちづくり”はまちづくりの究極の目標の一部となりうるといったところまでいく地域もありそうである。

5. 景観条例制定も進んでいる

静岡県においては、昭和63年に浜松市が制定している。この条例は、緑の景観に関し買取り請求権つきの地区指定ができる点が特長である。静岡市においては平成3年に制定されたが、地区指定において市民活動をベースにした地元主導型が設定できることがある。

また、平成4年に熱海市で制定されたが、リゾートマンション等の景観コントロールのため、緑地景観保全区域指定をする点が特長である。平成2年に掛川市で都市景観形成要綱が導入されている。これはお城の再建に伴い、その周辺で城下町風街並の誘導をねらいとしたもので、一軒につき最高160万円までの補助がでるといった内容である。

6. 景観関連事業の展開

これら景観ガイドプランの策定は、美しいまちづくりの第1歩であるが、肝心なのは具体的な事業、活動の推進である。

もちろん河川、道路、公園等の都市施設整備等個々の分野においては、既に以前から国・県・市町村それぞれに景観・環境を意識した事業が様々に行われている。

しかし景観は面的になると、あるいは異なる分野の調和がとれるとさらに良くなるものである。その意味では地域が主体的に個々のものの調和を図っていく立脚点として、景観ガイドプランを使っていくことが必要とされている。

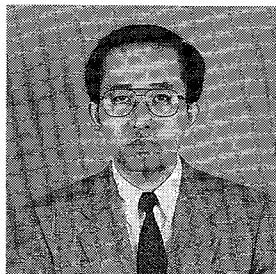
景観プロパーの事業はこれからという状況であるが、既に県で景観モデル事業を実施したり、熱海市では条例に基づき景観重点事業の指定を行うなどが始まっている。

分野別都市景観賞応募件数（平成4年度）

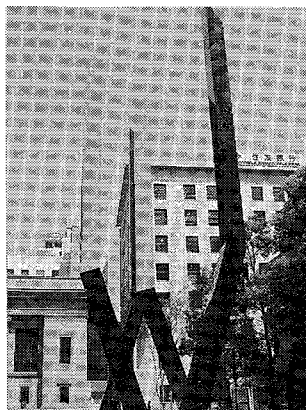
分野	応募件数
建築物	民間 42 件
	公共 61
道路	29
河川	3
公園	29
その他	46
合計	210 件

静岡県都市住宅部資料より集計

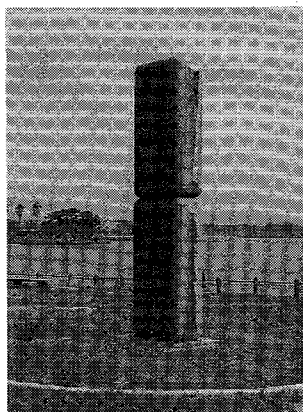
小島 篤
ASTUSHI KOJIMA
都市デザイン研究所



パブリックアート データベース事業 について



「フューチャー・ピラズ・パフォー
マンス」石黒鑑二
愛知県



「碑-monument」増田正和
山口県

1. パブリックアートと都市景観

超高層建築物の公開空地やアトリウム空間、市民の憩う公園、商店街の街かどなどに彫刻作品や造形作品が設置されるようになって久しい。これらの公共空間に設置された芸術作品は「パブリックアート」と呼ばれ、成熟期の都市景観を演出する要素として、存在感が高まってきている。従来は、美術館の中庭や画廊空間に設置されていた存在から、近年の彫刻シンポジウム運動や都市デザインの概念の高揚に伴って、都市空間に踊り出てきてしまった観さえもある。最近では建築や造園の設計に際して、芸術家との関わりを積極的に持つようになり、単一的な空間創造から、開かれた大空間を持つ環境、様々な機能が複合した環境での創造活動の場が与えられた結果、パブリックアートの設置事業は、近年急激な増加を見るに至ったのである。この結果、私たちは憩いの空間や待ち合わせの場所で、日常的に彫刻作品と出会い、触れ合うこととなり精神的な潤いや安らぎ、時にはユーモアなどを教授する存在として認識するようになった。パブリックアートの設置が推進された理由も、都市をデザインする道具立てとして市民権を得たことと、都市の景観を構成するモニュメント（記念碑）的存在にまで高められた作品の質の高さがあげられよう。しかし、ここ数年来のブームとも言える設置熱の高まりは、

①個性化を目指した街づくりであったものが同質化し、類似してきている。

②アートディレクター的存在のないまま設置されるため、環境に不調和な作品設置が行われている。

③全国レベルの設置場所情報や、作家の選択、作品の設置環境などを総合的に把握できない。などの課題が提起されるようになった。こうした課題に対応するため、平成4年10月にオープンした多彩な芸術活動の拠点、愛知芸術文化センターでは、全国のパブリックアートをデータベースとして収集し公開するサービスを開始した。

2. データベースの収集の現状

「パブリックアートデータベース」は、愛知県文化情報センターの全国に先駆けた新規事業として平成2年度からスタートし、開館時には屋外造形作品約1,100件の情報公開が開始された。当初、全国に散在する作品をどのように収集するのか、まさに暗中模索であったが、まずは、設置事業を推進している公共自治体へ詳細なアンケートを実施し、文字データを中心にほぼ全国の主要な自治体から約5,000件の回答を得ることができた。更にデータベースでは、作品写真のモニター表示、作家の履歴、作家のポートレート写真の表示も目標としており、作家への直接のアプローチが必要との判断に至った。これにあたっては、特に詳細な検討を行い、単に公共事業のPRにとどまらず、パブリックアートデータベースに参加することがお互い有益であり、誇りに感ずるイメージ作りを積極的に行った。パブリックアートに関するイメ

ージパンフレットの作成、テレホンカードの作成を行い、作家自身とのコンタクトを図り、作家の声がとどくシステムの構築を試みた。現在では、協力を申し出た作家は数百名に至っているが、今後も2度、3度と、作家へのアプローチを繰り返して行っていく予定である。前述したように、文字データの中には、作品の設置場所、設置年度、作品名称、素材、大きさ、設置環境、動力やしかけなど作品についてのデータを表示し、同一画面で作品写真と対照して鑑賞することができるようになっており、設置場所別、作家別、設置環境別での検索も当然可能なシステムとなっている。

特色のもう1つは、愛知県内に設置されたパブリックアートについて、平成3年度時点における屋外作品の限りほぼ網羅的に収集した。作業方法は、フィールドワークとし、地図にプロットした作品を足で稼ぐ方法で、写真撮影、寸法取り、素材の確認など設置環境を味わいながら調査に臨んだ。その結果約600点の作品実体を掌握することができた。

いずれにしても作家の方々や関係者の協力によって、ある程度の概要を示すだけの集積量は確保されたが、作品の内容や地域にばらつきがあり、まだまだ不備な状態であることは認識している。今後も、重点的な調査や継続的なデータの更新に関心をお持ちの方々からのご理解、ご助力を願うところである。

3. 今後の活用方向

欧米におけるパブリックアートに対する高い認識度は、長い年月を経て築き上げられたものである。愛知県文化情報センターのパブリックアートデータベースは、その端に就いたばかりであるがパブリックアートの設置を推進する関係者や、建築、都市計画、土木などの専門性の高い方々をはじめ、一般市民に至るまで、その利用価値は極めて高いものと自負している。豊富な情報が集積され、パブリックアートに関する情報公開がなされることによって、プランナーにとっては、珠玉の資料となり、比較・分析の対象とすることができる。それは、公共空間の持つ今日的意味を彫刻作品を通じて検証・評価することに通じ、アートディレクター養成の恰好の場となるに違いない。

一方、一般市民にとっても、身近な芸術鑑賞の場を持つことにより、理解が深まり、生活に根ざした親しみのある芸術作品として感性の向上につながるものと信ずる。今後も、極めて地道で基礎的な作業であるが継続することにより、専門家にとどまらず、一般の人々の新鮮な感動を呼び起こせるような内容を目指していくものである。

都市景観形成に関する 主な条例等の一覧 (平成3年12月現在)

()内は、公布/施行・年・月

1. 総合的なメニューをもつもの

- (1)都道府県レベル
埼玉県景観条例(元.7)
山梨県景観条例(2.10)
長野県景観条例(4.4)
都市景観の形成等に関する条例(兵庫県)(60.3/60.4)
ふるさと島根の景観づくり条例(島根県)(3.12/4.4)
ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例(広島県)(3.3)
岡山県景観条例(63.3/63.4)
熊本県景観条例(62.3)- (2)市町村レベル
夕張市都市景観条例(2.4)
美瑛町景観条例(1.12/2.6)
小樽の歴史と自然を生かしたまちづくりの景観条例(4.4)
磐梯町景観環境要綱(元.4)
美しいまちをつくる三春町景観条例(福島県三春町)(2.4)
松本市都市景観条例(4.4)
川越市都市景観条例(元.4)
野木町うるおいのあるまちづくり条例(2.12)
館山市街並み景観形成指導要綱(元.10)
新宿区景観まちづくり条例(4.4)
羽村市美しいまちづくり基本条例(2.4)
藤沢市都市景観条例(元.4)
津久井町住環境整備条例(3.1)
金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例(元.4)
美しい安塚町の風景を守り育てる条例(3.3)
熱海市都市景観条例(4.4)
静岡市都市景観条例(3.4)
浜松市都市景観条例(62.4)
名古屋市都市景観条例(59.3/59.4)
岡崎市都市景観環境条例(60.3/60.4)
豊田市都市景観条例(2.3/2.4)
豊橋市まちづくり景観条例(4.3/4.4)
関市うるおいのあるまちづくり要綱(61.4)
郡上八幡景観条例(3.4)
久美浜町きれいな町づくり条例(3.10)
高槻市都市景観形成要綱(元.4)
茨木市都市景観整備基本要綱(元.4)
奈良市都市景観条例(2.4)
神戸市都市景観条例(53.10/2.4)
姫路市都市景観条例(62.3/62.4)
尼崎市都市美形成条例(59.12/60.4)
西宮市都市景観条例(63.4/63.4)
伊丹市都市景観条例(59.3/2.3)
宝塚市都市景観条例(63.3/63.10)
赤穂市都市景観の形成に関する条例(2.1/2.1)
日生町景観形成指導要綱(63.9)
八束村景観条例(3.12)
福井市都市景観条例(3.4)
山口市都市景観条例(63.3)
萩市都市景観条例(2.12)
下蒲刈の景観を創り育てる条例(3.5)
出雲市まちづくり景観条例(1.12/2.4)
脇町市街地景観条例(63.4)
今治市都市景観形成誘導要綱(2.1)
内子町景観行政推進要綱(2.10)
北九州市都市景観条例(59.10)
福岡市都市景観条例(62.3)
有田町都市景観条例(2.1)
長崎市都市景観条例(63.12/元.4)
日田市都市景観条例(3.9)
湯布院町潤いのある町づくり条例(2.9)
熊本市都市景観条例(元.10)
宮崎市都市景観条例(2.4)
鹿児島市観光地区条例(63.4)
那覇市都市景観条例(60.4)

2. 建築物等のコントロールを主たる目的とするもの

- (1)都道府県レベル
関西文化学術研究都市(京都府域)における建築物等の整備要綱(元.10)- (2)市町村レベル
札幌市都市景観要綱(63.4)
盛岡市都市景観形成建築等指導要領(61.4)
紫波町建築協定条例(3.6)
秋田市中高層建築物の建築に関する指導要綱(2.1)
金山町街並み景観条例(山形県金山町)(61.3)
白子町リゾート地域大型建築物指導要綱(3.9)
京都市市街地景観条例(62.12)
太宰府市景観保全に関する指導要綱(59.6)- (3)地区レベル
山手地区景観風致保全要綱(横浜市)(47.11)
松江国際文化観光都市建設計画観光地区建築条例(40.4)
平和大通り沿道建築物等美観形成要綱(広島市)(58.4)
徳島市都市景観形成要綱(63.5)
鹿児島市観光地区建築物等の取扱いに関する要綱(63.4)

3. 沿道修景を目的とするもの

- 長野県沿道景観形成推進要綱(62.5)
大分県沿道の景観保全等に関する条例(63.3/63.10)
富崎県沿道修景美化条例(44.4)
妙高高原町沿道修景美化条例(新潟県妙高高原町)(46.3)
入道瀬村道路修景美化条例(新潟県入道瀬村)(52.3)
小坂町沿道自然景観保全美化条例(61.12)
清見村沿道自然景観保全条例(61.9)

4. 水辺景観及び水質の保全を目的とするもの

- 広瀬川の清流を守る条例(仙台市)(49.9)
鏡川清流保全条例(高知市)(2.4)

5. 緑の保全、緑化推進を目的とするもの

- ふるさと埼玉の緑を守る条例(54.3)
弘前市みどりの条例(62.3)
公園都市秋田市をつくる条例(48.10)

- 杜の都の環境をつくる条例(仙台市)(48.3)
八千代市ふるさとの緑を守る条例(50.4/50.10)
君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例(52.4)
東金市緑化の保全及び緑化の推進に関する条例(3.4)
八幡市みどりの条例(3.4)
高知市みどりの環境の保全と創出に関する条例(49.11)
太宰府市環境基本条例(3.4)
熊本市緑地の保全及び緑地の推進に関する条例(元.6)
山鹿市環境緑化条例(52.3)
菊陽町緑化推進条例(59.3)
鹿児島市城山周辺地区景観風致保全指導要綱(3.2)

6. 自然環境、景観の保全を目的とするもの

- 東京における自然の保護と回復に関する条例(61.6)
熊本県自然環境保全条例(48.10)
ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(滋賀県)(59.7)
富良野らしさの自然環境を守る条例(2.12)
美しい占冠の風景を守り育てる条例(北海道占冠村)(62.4)
倶知安の美しい風景を守り育てる要綱(4.4)
横手市山と川のある景観のまちづくり条例(61.9)
盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例(51.3)
猪苗代町まちづくり指導要綱(元.9)
甘楽町ふるさと景観をまもり、そだて、つくる条例(元.9)
端恋村開発事業等の適正化に関する条例(3.4)
長野県町開発事業等の適正化に関する条例(3.9)
朝日村自然景観等保護条例(50.3)
土山の風景と環境を守り育てる条例(滋賀県土山町)
赤穂市自然環境の保全に関する条例(2.1)
美しい星守の風景と光害防止条例(岡山県星守町)(元.11)
牛窓町自然保護及び開発調整に関する条例(48.3)
尾道市の自然環境を守る条例(49.10)
越前町自然環境保全条例(50.6)
阿蘇町自然環境保全条例(2.8)
高森町自然環境保全要綱(3.4)
白水村自然環境保全条例(63.9)

7. 歴史的建造物、伝統的町並みの保存・修景を目的とするもの

- (1)市町村レベル
日光市街並み景観条例(60.3/60.4)
歴史を生かしたまちづくり要綱(横浜市)(63.4)
歴史的景観条例(新潟県小千町)(2.9)
高山市市街地景観保存条例(47.9/47.10)
伊勢市まちなみ保全条例(元.9)
名古屋市町並み保存要綱(58.8/58.8)
京都市歴史的界隈の景観地区保全整備要綱(60.12)
松江市伝統美観保存条例(48.4)
宮島町歴史的景観保存条例(広島県宮島町)(49.9)
上留米市伝統的町並み保存条例(61.12)
柳川市伝統美観保存条例(48.10)
佐伯市歴史的環境保存条例(56.3)
白杵市歴史環境保全条例(62.3)- (2)地区レベル
函館市西部地区歴史的景観条例(63.4)
三条通り歴史的界隈の景観地区保全整備要綱(京都市)(60.12)
富田林寺内町地区町並み保全要綱(62.4)

8. 伝統的建造物群保存地区(都市計画区域内)を対象とするもの

- 弘前市伝統的建造物群保存地区条例(52.12)
角館町伝統的建造物群保存地区保存条例(51.3)
東部町伝統的建造物群保存地区保存条例(長野県東部町)(61.3)
高山市伝統的建造物群保存地区保存条例(52.3/52.4)
関町伝統的建造物群保存地区保存条例(三重県関町)(55.6)
京都市伝統的建造物群保存地区条例(51.6)
富田林市伝統的建造物群保存地区保存条例(3.6)
大田市伝統的建造物群保存地区保存条例(島根県大田市)(62.3/62.4)
倉敷市伝統的建造物群保存地区保存条例(53.9/54.2)
倉敷市倉敷川畔伝統的建造物群保存地区背景保全条例(2.6)
竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例(57.4)
萩市伝統的建造物群保存地区保存条例(51.3)
柳井市伝統的建造物群保存地区保存条例(59.4)
九鬼市伝統的建造物群保存地区保存条例(元.4)
内子町伝統的建造物群保存地区保存条例(愛媛県内子町)(55.9)
長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例(2.10)
日向市伝統的建造物群保存地区保存条例(61.4)
日南市伝統的建造物群保存地区保存条例(51.12)
知覧町伝統的建造物群保存地区保存条例(56.1)

9. 美観地区・風致地区を対象とするもの

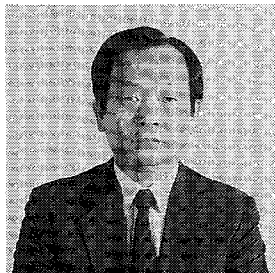
- 千葉県風致地区条例(45.3)
東京都風致地区条例(60.6)
風致地区条例(神奈川県)(45.3)
京都府風致地区条例(60.7)
島根県風致地区条例(45.3/45.6)
風致地区内における建築等の規制に関する条例(広島県)(45.3)
岡山県風致地区条例(45.3)
風致地区内における建築等の規制に関する条例(香川県)(62.10)
高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例(47.10)
徳島県風致地区条例(63.3)
沼津市美観地区条例(28.7)
京都市風致地区条例(元.3)
京都市市街地景観条例(47.4)
大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例(45.6)
平戸市風致保存条例(50.9)

10. その他

- 福島県リゾート地域景観形成条例(元.7)
都市景観デザイン推進要綱(東京都)(元.4)
京都府緑と文化の基金条例(2.7)
京都の優れた景観を保全し形成する事業基金条例(3.3)
熊本県環境美化条例(56.10)
銀山温泉家並保存条例(山形県尾花沢市)(61.3)
高島町建築物に関する指導要綱(山形県高島町)(56.4)
マキノ町美しい住みよいまちづくり条例(滋賀県マキノ町)(元.3)
津和野町環境保全条例(48.3)
竹田市史跡等環境保存条例(54.4)

(出典：「都市景観の日」実行
委員会発行・建設省都市局都市
計画課監修パンフレット)

・中部ブロック
森 延彦
NOBUHIKO MORI
広報・出版委員
中部ブロック幹事
静岡県都市住宅部



公共空間のデザイン と評価

<はじめに>

さる4月3日、中部の例会を、静岡市で開催した。20余名の方々の参加をいただいたが、今回の例会は、「青葉シンボルロード」という公共空間の事例を思い切って講評してもらうこととした。それは、単に批評するといった次元でなく、昨今デザインを意図していることは見えるが、必ずしも良好な結果が出ているとはいえない例も多く見受けられるため、当会員の専門的な見地から当事者には見えにくい「評価されること」をねらいに実施した。

総合性、全体のイメージ、デザイン、色彩、植栽、ストリートファニチャーの配置等々多様な視点から、評価できる点と評価できない点について現地視察を踏まえて発言及び記述をいただいた。その結果を取りまとめ紹介することとする。

<青葉シンボルロードの概要>

静岡市の中心市街地に位置し、大火復興の防火防災帯として築造された全幅員36m（歩道4m×2車道5m×2中央帯18m）延長525mの都市計画道路である。

その名の示すように、改造前は中央帯に豊かなケヤキの大木の2列植栽があったが、アメニティ空間、都市の顔として、シンボルロード事業により再整備され平成3年に完成している。全体は、光、イベント、安らぎ、水の各ゾーンに区分し修景されている。

<講評結果>

評価できる点

- ・都心の貴重な空間、オープンな広場的空間として価値がある。

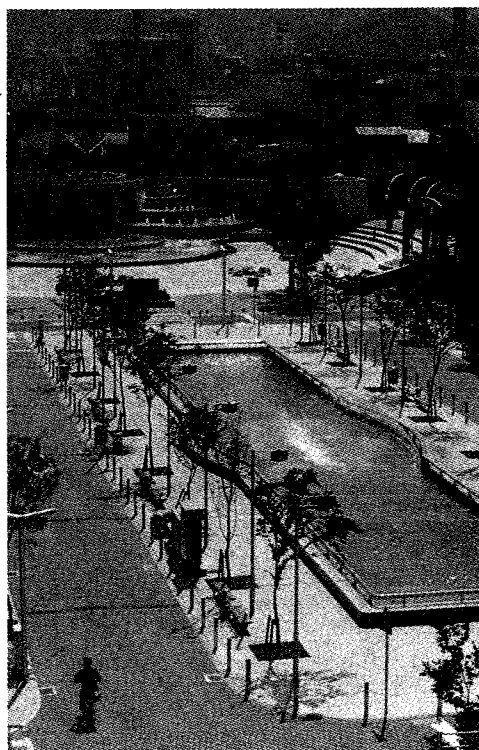
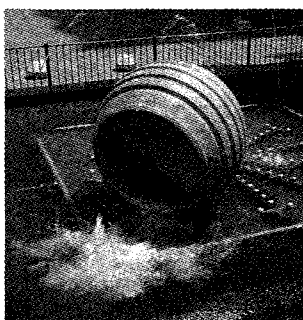
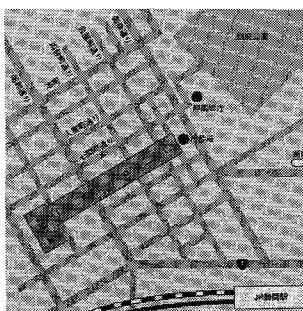
- ・親水空間がよい。
- ・新しさを追求しており、市民の目を向けさせるパブリックアートの効果はある。
- ・動きのある彫刻など細部の仕掛けは工夫している。また、照明灯、モニュメントなど個々には良い物もある。
- ・賑わいを演出する場にはなる。
- ・ライトアップは良い。
- 評価できない点
- ・デザインのコンセプトがなく、従来のイメージや静岡のイメージを活かしたアイデンティティがほしい。
- ・個々や部分では凝っているが、トータルにデザインされておらず、また、デザインエレメントの統一性がない。
- ・彫刻やオブジェは単に置いてあるという感がある。
- ・公園や他の道路などの回遊性やネットワーク化が考えられていない。
- ・歩くと疲れる。ほっとする場や木陰などがないので、親しみやすいとはいえない。市民意識を反映することも必要だ。
- ・出来上がったとき美しくても、10年20年経ってどうか、また将来のまちの財産になるかどうか疑問だ。
- ・緑が質・量ともに乏しい。
- ・ステンレスの照明や柵が多く周辺とマッチしていない。・現地の素材を使えないのか。
- ・周辺も含めて、色彩コントロールがほしい。
- ・水の使い方が下手である。

以上が、講評の骨子を取りまとめた結果であるが、公共空間のデザインについてその特質や計画において配慮すべき重要な点が指摘されている。

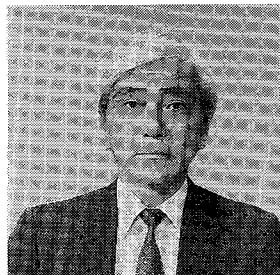
総括的には、公衆を対象にしているの、ユニークさよりも親しみやすいこと。個々や部分より全体としてのデザインコンセプトや統一性が必要なこと、良好なストックの形成や年を経て良くなること、また、持続性も求められることなどかなり本質的な指摘がされている。

PLAN DO SEEという一連の流れの中で、環境デザインもかなり積極的に取り組みが始まり、DO（実施）の入り口あたりの段階にいるのではないだろうか。しかし、ややもすると、評価（SEE）を意識していないか、あるいは軽視されているように思える。評価を意識するということは、当然、計画（PLAN）段階に遡って、その段階で考慮されるべきことである。やはり、計画段階でしっかりとした方向を決める必要がある。

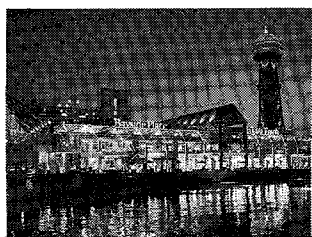
計画、実施、評価の一貫性が必要であること、総合化の視点の重要性等、講評が公共空間をデザインする際の幾つかの警鐘として聞こえた例会であった。



・九州ブロック
九州ブロック幹事
九州芸術工科大学
岡 道也
MICHIO OKA



洋上会議開催される



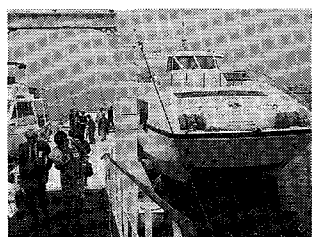
ベイサイドプレイス風景



洋上会議風景（船内にて）



パーティー風景



下船風景（海の中道にて）

洋上会議 開催される

さる5月28、29日の2日間にわたって、九州ブロックでは初めての事業活動を行った。以下に、その概要について報告したい。

■博多湾洋上会議開催の動機

今年の2月、参加できる会員数名による会合で九州ブロックでの初めての活動案が提案された。もともと九州は、歴史的、地理的な特性を背景に様々な個性ある文化が育った地であるが、都市環境デザインの視点から広く議論されることが極めて少なかった。そこで九州ブロックでの初めての事業活動として、九州の都市環境デザインの可能性について考えるシンポジウムを、福岡市の博多湾洋上で行おうということになった。

■九州ブロック連絡協議会の開催

2日間にわたって行われた今回の事業は、大きくは3つの目的で実施された。第1は、九州ブロックの現会員（22名）による連絡協議会（仮称）の開催である。第2は、当会員以外の都市環境デザインに係りの深い人々を交えての懇親パーティーの開催であり、当会のPRと交流を行う場を設けることである。第3に、本事業のメイン行事である、九州の都市環境デザインの可能性を考える洋上会議の実施である。このうち第1番目の連絡協議会は、5月28日午後6時から、博多埠頭のベイサイドプレイスの会議室において、会員14名の出席により、九州ブロックの事業報告と今後の活動計画についての意見交換が行われた。

■懇親パーティー

連絡協議会の後、引き続き7時からベイサイドプレイスのレストランで、当会の会員と都市環境デザインに係りの深い人々を交えての懇親パーティーが開催された。本部から土田旭氏、中野恒明氏、関西ブロック幹事の井口勝文氏、南関東ブロック幹事の伊藤洋氏、四国ブロック幹事の大谷英二氏も参加され、会場は70名を越える熱気ある懇親会となった。本部からの挨拶と各ブロックの活動紹介もあり、海を眺めながらのパーティーは賑やかな、楽しい交流の場となった。

■洋上会議

翌29日は45名の参加者を得ての洋上トークがあった。朝10時にベイサイドプレイスを出港し、小雨交りの天候であったが40分ほどの博多湾のクルージングを楽しんだ後、洋上会議が開催された。

パネラーは本部から土田旭氏、関西ブロックから井口勝文氏、九州ブロックから岡道也の3人、進行役は、九州ブロックの会員で建設省海の中道海浜公園の舟引敏明氏の計4名で、フロアからの意見もまじえながら討論が進められた。初めに、都市環境デザイン会議の活動趣旨と内容が土田氏から報告され、引き続き関西ブロックの活動、九州ブロックの活動が報告された。その後、本会議のテーマとなった九州の都市環境デザインの可能性について、特に国際的な普遍性と地域性について、3人からそれぞれ地域的立場で発言があっ

た。要約すると、以下のようなものである。

（土田氏）都市は文明の遺産であり、地域はそれぞれにアイデンティティがある。特に九州は地域性がはっきりしている。これからの都市デザインを考える際には、九州はリージョナリズムの意味において大いに期待される。

（井口氏）関西は大きくは大阪、京都、神戸の3つの個性で成り立ち、それぞれが個別に存在している。その点九州は風土、気候等がはっきりし九州らしさの地域性がある。これをどう反映していくかがこれから問われていく。

（岡）九州は、地域性のみならず歴史との係りが深い地である。従って、開発か保存かの議論も都市デザインのテーマとして重要である。歴史的環境の保全に関する基本的な整備方法を追求する必要がある。歴史家のみに任せないで、都市環境デザインの側からも、歴史との係りを地域アイデンティティ確立と連動させて、新たな価値づくりに参加していくことが求められている。

その後、会場からの質問等も受けながらの議論も展開があったが、時間的な制約もあり、十分意を尽くせなかった面もある。しかし、九州における都市デザインが取り組むべきテーマを考える上で大いに役立つ内容であったといえる。

■福岡の都市開発戦略

2時間の洋上会議の後、海の中道海浜公園での昼食会では、福岡市を中心に様々な開発事業を展開している福岡地所㈱の担当者から、地方都市福岡の魅力とデザイン戦略について30分ほど話を伺う機会を得た。

■オプション

2日間にわたった今回の事業活動をほぼ終えた後、希望者のみのオプションコースとして、海の中道海浜公園170 ha（整備済）を、当公園の舟引氏の案内で見学した。

■洋上会議と題した今回の事業活動を終えて、九州ブロックでのこれからの課題らしきことを感想として述べたい。

第1に、今回の活動は、都市環境づくりに参画している会員が、お互いに身近になれる大変良い機会であった。これを今後どのように広め、継続していくかを考える必要がある。

第2に、活動を続けていく際、福岡中心から他都市での活動にどう広がっていくか、会員の活動拠点の分布状況の問題も含めて、多面的に検討する必要がある。

第3に、東京本部のみならず、他ブロックとの関係を密にし、様々な形で連携をとっていくことが、当会の存在として極めて重要となっていくと考えられる。

第4には活動資金の問題がある。現在の各ブロックの年間予算は、会員数に応じて配分されているが、実質的な活動費は少ない。今後のブロック活動を支える資金づくりの面では、ブロック独自の工夫も必要であろう。

代表幹事会だより

加藤 源

GEN KATO

総務担当代表幹事



本会の運営に係わって、最近（第25、26回）の代表幹事会における主要な相談事項は以下の通りです。

1. 総会の準備—各委員会、ブロックの来期（第3期、1993年度）活動計画並びにモニターメッセの準備等—

各委員会及びブロックから、今期の活動、予算執行報告及び来期の活動計画、予算計画を提出頂いておりましたが、代表幹事会ではそれぞれの計画について吟味し、来期の予算を調整しております。各委員会、ブロックとも、それぞれ活動が活発化してきており、予算不足も懸念されますがこれらを取りまとめて、次回の総会に来期の活動、予算計画の代表幹事会を作成し、皆さんに諮りたいと準備を進めています。

また、事業委員会では次回の総会に合わせて開催される都市環境デザイン・モニター・メッセの準備を進めています。代表幹事会でも必要なことについて相談しています。昨年は準備段階とし

てプレ・メッセとして開催致しましたが、今年度は“プレ”を取り、より充実したものとするべく、様々準備を進めています。総会に合わせて、皆さんに積極的に参加頂き、楽しく、かつ有意義なメッセにしたいと考えております。

2. 会費の納入状況—少ない退会者—

第2期（1992年6月～1993年5月）も終了しました。代表幹事会では、今年になってから第2期会費の未納者に会費納入をお願いして参りましたが、5月末時点での未納入者は13名弱でした。第2期初めの本会の会員数が約310名でしたので、本会の活動が未だ必ずしも十分軌道に乗っているとは言い難い状況の中で、未納入者の割合が極めて少なかったと代表幹事会では評価しています。未納入者は会の規約に従い、会員の権利が停止されることになり、退会届けを提出いただくこととなりますが、この記事を読まれて会員であることを継続されようとする方は至急、事務局に連絡の上、第2期の会費を納入して下さい。

総会だより

都市環境デザイン会議第3期総会

日時：1993年7月23日（金）11:00～12:00

場所：東京都品川区天王洲アイル地区

MIビル25階コンベンションルーム

議題：①1992年度活動報告及び決算について

②1993年度活動計画及び予算について

’93都市環境デザインモニターメッセ+懇親会

日時：1993年7月23日（金）13:00～20:00

場所：天王洲アイル地区 宇部興産ビル UBEホール

内容：昨年度に引き続き、都市環境デザインモニ

ターメッセを参加企業も増やすなどより充実して開催します。

総会、モニターメッセとも是非ご出席下さい。

1. 新会員の紹介

1993年4月1日～1993年5月31日の入会者は下記の通りです。(入会順、敬称略)

5/31現在の会員数は、370名です。

氏名	勤務先
尾崎 真理	(株)オズカラースタジオ
那須 武秀	那須建設(株)
常岡 稔	(株)日本設計 九州支社
平井 瓦	(株)ボス・アンド・アッシュ
山中 英生	徳島大学工業短期大学部

2. 住所変更等(敬称略)

氏名	変更内容
石崎 均	(株)石崎計画工房 〒153 目黒区上目黒3-12-23 ローレルフラット209 TEL03-5704-9533
井口 勝文	(株)竹中工務店 開発計画本部長 〒541 大阪市中央区本町4-1-13 TEL06-252-1201 FAX06-271-0392
小川 英明	愛知産業大学造形学部建築学科 〒444 岡崎市岡町原山12-5 TEL0564-48-4511
片岡 康夫	(株)漣環境計画 〒950-21 新潟市平島3-5-13

五百田 定	(株)都市環境研究所 広島事務所 〒730 広島市中区橋本町3-10 KANSEKIビル3, 4F
佐々木 葉二	鳳コンサルタント(株)環境設計部 〒530 大阪市北区堂島2-3-22 TEL06-348-0441 FAX06-243-0896
佐藤 健正	(株)市浦都市開発建築コンサルタンツ 〒530 大阪市北区西天満1-7-20 JIN・ORIXビル TEL06-361-8480 FAX06-361-8788
長瀬 光市	藤沢市役所 FAX0466-26-0691
永野 和邦	(株)ラウム計画設計研究所 〒101-02 東京都千代田区一ツ橋2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル10階
松谷 敏春	兵庫県都市住宅部計画課 〒650 神戸市中央区下山手通5-10-1 TEL078-362-3586 FAX362-3923
松波 龍一	(株)都市環境研究所 広島事務所 〒730 広島市中区橋本町3-10 KANSEKIビル3, 4F
森下 和彦	(株)ケービー 〒107 東京都港区南青山5-12-3-504
吉田 博	東芝ライテック(株) 営業本部 開発営業部道路推進担当部長 TEL03-3457-6144 FAX3457-6200

編集後記

行政の用語として、都市景観や都市デザインといった言葉がよく使われるようになってきたが、それは、先進的な行政機関を除き、行政施策として定着したことを必ずしも意味していない。むしろ、民間の専門家との協調体制の不備や都市環境デザインへの本質的なところでの理解の欠如など多くの課題を内在していると考えられる。

しかし、施策としては、はっきり従来とは違った積極的な方向にあることは事実であろう。

そのようなことから、本号は、少人数ではあるが、当会の会員で行政に携わっている人、及び行政と共に業務を担当した人を小生が独断的に決めてさせていただき執筆を願った。

現状や課題あるいは展望が多少でも見えてくればと思いつつ、編集を終え、改めて都市環境デザイン会議と行政との係わり方を考えさせられたこ

とであった。

松谷氏の指摘にあるように、理解ある行政マンが育成され、こぞって当会に参加するような状況を作り出していくことは、取りも直さず、現在の行政の取り組みを一過性の施策に終わらせないことでもある。当会の在り方共々議論を呼ぶところだと思われる。(森 延彦)

広報・出版委員会

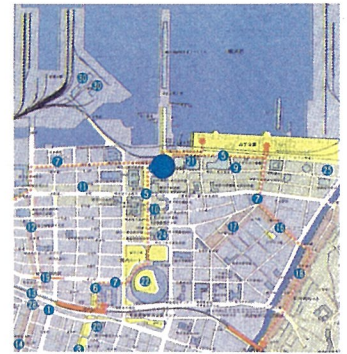
小林郁雄 林 泰義
沢木俊岡 宮前保子
土田 旭 森 延彦

事例

広場

開港広場

所在地 神奈川県横浜市中区日本大通り4番地
 発注者 横浜市
 計画設計体制 高橋志保彦建築設計事務所
 施工者 横浜植木
 整備期間 I期1982年 2～12月 II期1991年 1～5月
 整備費 I期1億 1,500万円 II期1億 6,200万円
 施設概要 面積；I期 1,600㎡ II期 813㎡ 舗装／花崗岩、小舗石、大理石小舗石 街具類／サークルミラー（12基）、掲示板（1基）、スクエアベンチ（11基）、吸殻入付屑入（6基）、水飲み（1基）、車止め（11基）、スツール（10個）、チェ



事例

広場

門司港駅前広場整備

所在地 福岡県北九州市門司区門司港駅前
 発注者 北九州市（建設局、建築局）
 計画設計体制 基本・実施設計及びデザイン監理；株式会社アルプ総合計画事務所／新駅前広場（交通広場）担当；中野、松村、浦岡／レトロ広場、門司港駅前線他担当；中野、小野寺、萩原／門司港駅駐輪場担当；萩原
 協力；巧建総合設計（土木実施の一部）／中尾設備設計事務所（設備）／花輪建築構造設計事務所（建築構造設計）他
 整備期間 レトロ地区全体基本設計；平成元年度／広場設計；平成2年度／駐輪場基本実施設計；平成2年度／工事期間；平成2年秋着工～平成5年6月竣工
 整備費 新駅前広場（交通広場）；約78,000千円 / 駐輪場；約106,000千円／レトロ広場（門司駅前線を含む）；約 370,000千円
 施設概要 新交通広場；3,210㎡ レトロ広場；2,250㎡ 連絡通路；520㎡／駅前線；945㎡ 駐輪場；RC造2層式、延床面積337㎡／広場主要施設；歩道舗装／みかげ石、汎岩小舗石、舗石ブロック、計約3000㎡ 照明／オブジェ照明（駅舎ライトアップ用投光機兼用）3基、植樹支柱照明 街路樹／オオシマサクラ、クスノキ 噴水施設 ベンチ 車止め

〔解説〕大正期の駅舎建築でわが国唯一の重文指定であるJR門司港駅前の歩行者広場整備。バス、タクシーなどの交通広場を駅東側に新設、正面に65年ぶりに復活した噴水を中央に配し、様々なイベントスペースとしても活用できる広場として計画されたものである。周辺の歴史的建造物群、関門海峡の景観を活かすべく整備された周辺の街路や港湾緑地、はね橋等の一連の環境整備事業（別途報告予定）の締めくくりとして、駅舎を引き立てるためのライトアップ計画とシンプルな広場のデザインに主眼が置かれている。

【中野恒明】



▼ 完成イベント時の門司港駅舎と噴水のライトアップ

▼ 噴水で遊ぶ子供たち



▼ 駅前広場（レトロ広場）でのビアガーデン風景

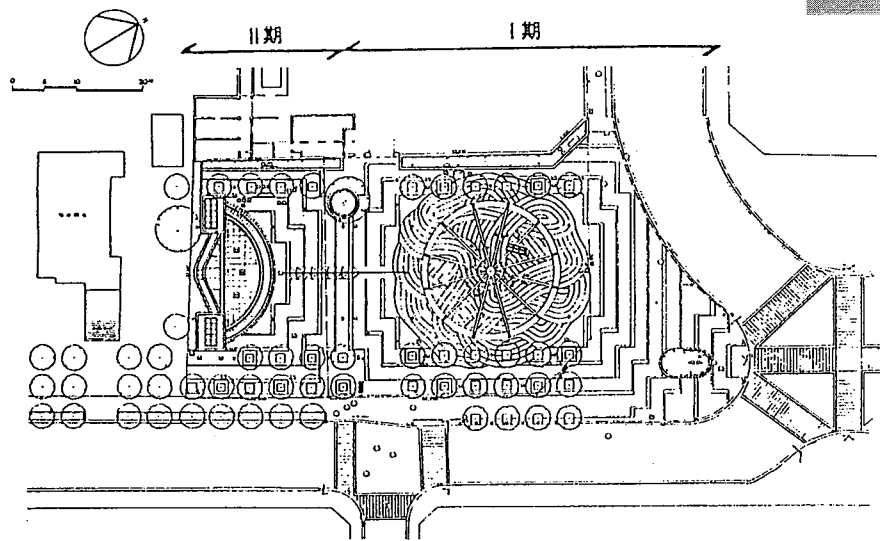
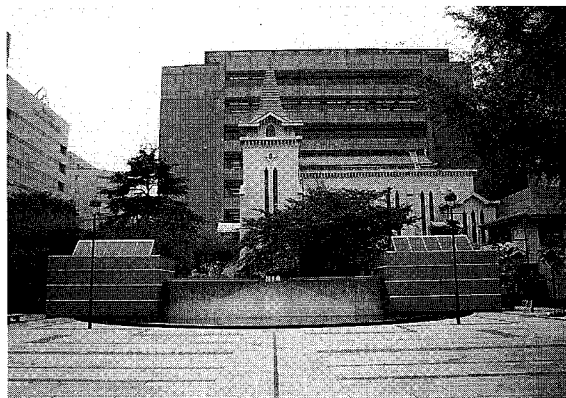


アー（10個）、植栽（112本）、公衆トイレ、滝、池、噴水

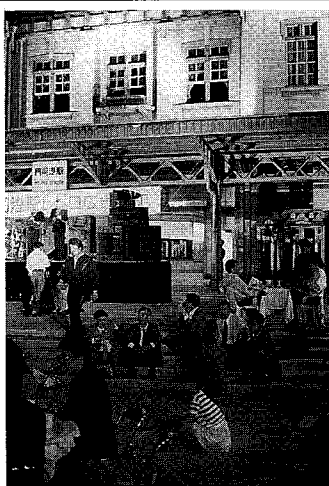
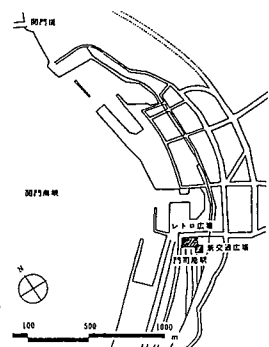
横浜開港広場

参考資料

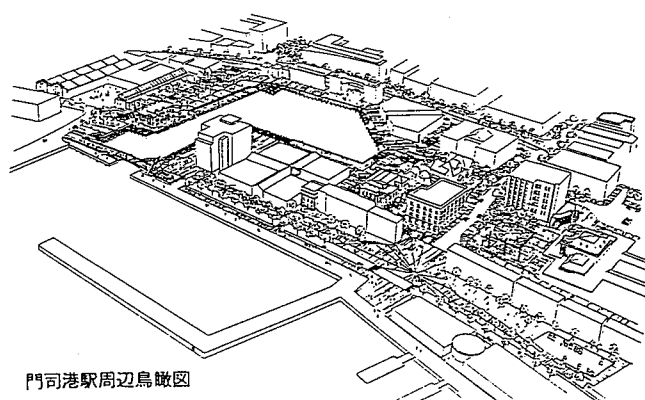
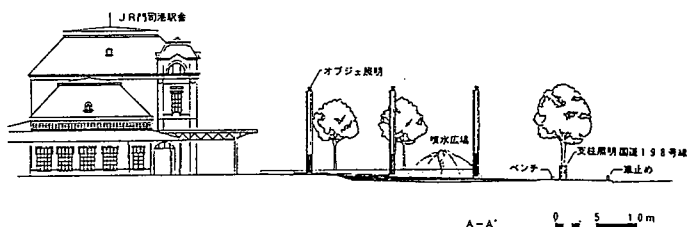
【解説】開港広場は、横浜の大桟橋入口部分にあり、近代から現代までの建築史を飾る建物に囲まれている。1854年日米和親条約がここで締結され、西洋文明の玄関口として記念すべきところに1982年に広場公園として整備し、その後1991年に拡張部分の整備を行った。Ⅰ期では緑なしの浅い池と開港の泉名付けた噴水。文明の波を描く路面、現代を映す鏡の塔。Ⅱ期では公衆便所やポンプ室と一体となった滝や霧状の噴水、教会尖塔を映す水鏡となる浅い池を設けた。【高橋志保彦】開港広場の面する交差点はかつて変則ロータリー型をとっていたが、交差点の改良を行うことによって民有地（取得予定）部分と道路用地の一体化が可能との提案を行うなかで、現広場規模と形状を得たものである。都市デザインプロデュース（横浜市都市デザイン室）の優れた事例といえる。【土田旭】



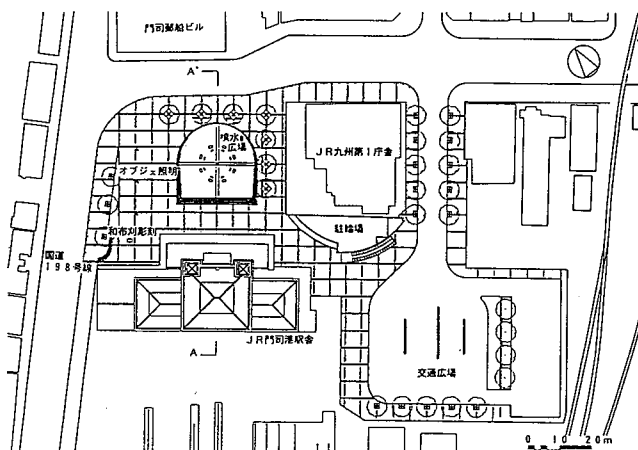
門司港駅前広場



駅舎と国道側のレベル差を利用した舞台と階段の構成
階段部は即席のベンチともなる。



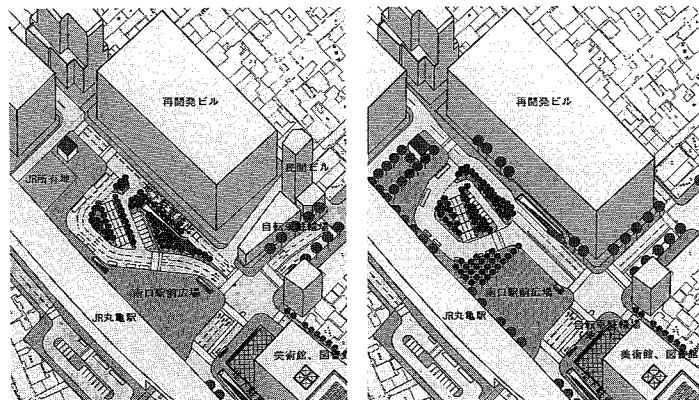
門司港駅周辺鳥瞰図



丸亀駅前広場及び隣接地区都市設計

所在地	香川県丸亀市JR予讃線丸亀駅前地区
発注者	丸亀市
計画設計体制	都市計画、広場・周辺地区設計計画 都市設計；(株)日本都市総合研究所 広場及び美術館外構基本設計、実施設計；ピーター・ウォーカー・アンド・パートナーズ サイン、信号柱設計；(株)GK設計 建築設計；(丸亀市猪熊弦一郎現代美術館)；谷口建築研究所
整備期間	1990年～1992年（一部未整備）
整備費	約6億円（広場及び外構）
施設概要	面積（南口広場、北口広場、美術館外構計）；約1ha 仕様；広場舗装／スレート、花崗岩舗石、アスファルト 植栽／ユリノキ、ポプラ
参考資料	日経コンストラクションNo.52（1991.11.22） Japan Landscape No.22（1991.11）

【解説】広場の空間的、機能的魅力の向上等を狙いとして、広場隣接の市街地再開発事業区域及び既存の都市計画駐輪場の位置の変更、広場と一体的に使う隣接民有地の買収、広場のレイアウトの変更、また隣接して建設される美術館の配置、設計に係わる調整等現実的な課題に対応しつつ、アーバン・デザインを展開。その上で、ランド・スケープ・アーキテクトにアーバン・デザインのコンセプトを伝え、ランド・スケープを実施。アーバン・デザインとランド・スケープ・デザインの共同作業による個々の強みの発揮、協調が特色。【加藤 源】



日立新都市広場（パティオ日立）デザイン

所在地	茨城県日立市助川町（日立駅前地区）
発注者	日立市
計画設計体制	都市デザイン調整；宮本寿雄（日立市）、土田旭（(株)都市環境研究所） 広場設計（総合）；松永文夫 植栽、外構設計；戸上義一（IPI） 特殊照明；石井幹子 造形；田中信太郎、彦坂尚嘉
整備期間	1988年～1990年
整備費	17億4千7百万円（広場のみ）（参考；全体43億円）
施設概要	新都市広場面積；約9,310㎡（うち建築面積680㎡） 周辺歩行者専用道路面積；約4,500㎡ 交通広場面積；約4,298㎡ 地下駐車場；400台収容 地下多目的ホール（マールホール）；約3,000㎡ 噴霧噴水／滝と小川／カラーシャドウ装置／レーザー光線装置／音響装置／屋外ステージ／カフェテラス 仕様；舗装／花崗岩（広場） 半磁タイル（歩行者専用道路） 大理石（屋外ステージ） 植栽／ケヤキ、シラカシ（交通広場）、シラカシ（歩行者専用道路）、ヤマモモ、シンジュ（広場）
参考図書	エスプラナード21（1992年1月）

【解説】日立駅前地区の開発（基盤整備：土地区画整理事業＋新都市拠点整備事業）におけるコア空間として、この多目的広場（パティオ日立）と複合市民文化施設（日立シビックセンター）は位置づけられている。広場は周囲の歩行者専用道路と一体に取扱い、四周の建物による囲み型の広場として構成されている。空間利用としてさまざまなイベントに対応できる構造と設備を有するとともに、日常的な憩いの場として市民に親しまれることに配慮している。【土田 旭】

